

Title	CSRと情報倫理
Author(s)	竹井, 潔
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No. 46
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/repos/modules/xoonips/detail.php?item_id=2173
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

1. はじめに

二〇〇八年後半の世界経済の状況は、アメリカのサブプライムローン問題から端を発した金融危機など、まさに今までにない深刻な状況を迎えた。アメリカの大手証券会社リーマン・ブラザーズが経営破たんしたことは世界中に大きな影響を与えた。資本主義のありかたが問われ、今までの経済中心の価値が崩れ去ってきた。また、企業の不祥事は新聞・TVで日常茶飯事の出来事として報じられている。コスト至上主義による「安く、早く」を追求するあまり、マンション購入者を欺いた耐震強度偽装事件。誰がその責任をとるのが問われた。偽装食品にまつわる偽装事件も後を絶たない。汚染米を国産偽装して転売して、不正な利益をあげていたことなども大きな大事件となった。食品会社の賞味期限を偽ったり、原材料を偽ったりなど消費者を欺いて目先の利益を追求する企業が多い偽装事件が目につく。偽装の結果、老舗や特産の看板が、寝耳に水のごとく失墜し、大きなショックをわれわれに与えることになる。儲けることが最大の価値となり、倫理観を見失ってしまった老舗が、消費者を欺き取り返しのつかない信用失墜に陥ってしまった。

こうした状況の中で社会に問われているのは、倫理観の欠如である。倫理観の欠如ということは、他者に対してのかわり方が不誠実であるということになる。他者に対して誠実であることが社会で、ビジネスで、企業経営で今の時代に一番求められているものではなからうか。企業の不祥事が相次ぐ中で、昨今改めてCSR (Corporate Social Responsibility – 企業の社会的責任) が問われるようになり、新たな経営の価値観として求められるようになってきた。企業の core value (中心価値) も economic value (経済的価値) 中心から ethical values (倫理的価値) への価値転換が求められる。滝川好夫の提唱する道徳経済⁽¹⁾も今後の経済社会の方向づけをしようとする一つの試みである。

グローバル化の進展に伴い企業を取り巻く環境が大きく変化してきた。急速なITによる情報通信ネットワークの普及により時間的・空間的な制約がなくなり、企業行動の影響はグローバル化してきている。まさに企業経営はグローバルレベルでCSRの取り組みを行っていくことが求められている。CSRの実践は企業の社会的責任として、企業の不祥事を防ぐとともに、社会貢献活動を積極的に行っていく活動であるが、グローバル化・情報化してきている情報社会におけるIT企業の社会に与える影響、責任は大きい。

本稿では、CSRの現状を確認すると同時にIT企業のCSR、さらにIT企業における情報倫理の必要性について考察する。

2. CSRの背景と歴史的意義

米国で企業の社会的責任の必要性がSocial Responsibilityという言葉を用いて論じられたのは一九二四年のO. Sheldonが最初であると言われている⁽²⁾。The Philosophy of Management の中で“The Social Responsibility of Management”

について記述している。O. Sheldonは、「マネジメントの社会的責任は、コミュニティへの経済的な奉仕が物質面だけではなく精神面の奉仕を協力して行っていくという道を切り開くものである」と述べている。⁽²⁾

一九二〇年代のCSRの擁護者たちは、石油や電力、電話、自動車といった大企業のCEOやビジネスリーダーたちであった。⁽³⁾そして米国で社会的企業論が本格的に論議されたのは、一九四九年のハーバード大学における「校友会」においてである。⁽⁴⁾

一九五〇年代のCSRのイデオロギーは主として社会に対する企業の責務ということ前提としていた。⁽⁵⁾

一九六二年にケネディ大統領が「消費者の四つの権利」を宣言し、新たな消費者活動のムーブメントとなった。象徴的な事例としては、GMに対する欠陥車の訴訟や社会的責任を要求する運動へと展開したことなどである。一九七〇年代に入ると多くの企業の不祥事が発生し、ウォーターゲート事件などが世間を騒がせ、企業倫理が改めて問われるようになった。

一九九〇年代に入ってからCSRの考え方は、フィランソロフィーを通して、社会的責務を果たすことから、より戦略的なレベルにシフトし、企業の目標の社会的戦略と結びついた。⁽⁶⁾一九〇〇年代の社会的責任と呼ばれるものは、慈善の寄付、コミュニティへの貢献、従業員の福利増大、宗教的行為など様々な形をとってきた。米国におけるCSRは、地域社会への貢献や寄付行為など、企業の社会貢献活動の概念が強かった。

二〇〇〇年代に入ると、二〇〇一年のエンロン事件などエネルギー大手企業の巨額の不正経理・不正取引による経営破綻や、様々な企業による法令遵守違反が発生したことを背景に、企業倫理が企業の不祥事に対する予防的な様相を呈してきた。CSRは寄付行為、地域社会への貢献、環境問題への取り組みなど社会貢献活動と、企業の不祥事を防止することに重点を置いた企業倫理の二つの側面を持ちながら時代とともにその概念が形成されてきている。

ところで、CSRと非常に関係の深いSRI (Social Responsible Investment—社会的責任投資) は宗教的・倫理的

理由と経済的・財務的理由に立脚した二つの流れがあった。宗教の役割は最も重要で、宗教的信念は社会的責任投資において第一の理論的根拠であった。⁽⁷⁾

そして、CSRやSRIの起源は一九二〇年代にキリスト教の教会資金の運用から始まったといわれている⁽⁸⁾。教会資金の運用で、「宗教的倫理観に基づいてアルコール、タバコ、ギャンブル、武器製造などに関する産業への投資はしない」という、社会的責任投資の議論がなされた⁽⁹⁾。これらは社会的責任投資におけるネガティブスクリーニングの側面であり、社会的に好ましくない、キリスト教の教義に反する企業への投資は排除しようというものである。一方、企業のCSRを評価し、積極的に投資を行っていくのがポジティブスクリーニングである。近年の環境配慮型商品などへ投資するエコファンドなどはその一例である。

SRIの歴史をさかのぼると、その考え方の源流となっているのは、一八世紀メソジスト教会の創設者であるJohn Wesleyの考え方であるといわれている。Wesleyは、クリスチャンがビジネスにおいて、特にアルコールを売ることにより、人々の健康を害したりすることは決して行ってはならないと信じていた。また自分たちを愛するように、他人を愛するのであれば、薬物で他人を害してはならない、ギャンブルやサービスの不当な請求をしたり、過大な利息を請求してはならないと警告した。メソジスト教会は、近代的な社会的責任投資に重要な影響を及ぼしてきた。Pax Worldは米国における最初の社会的責任の投資信託として認められているが、一九七一年にJack Corbett牧師とLuther Tyson牧師によって設立された。メソジストの年金制度は、米国における社会的責任投資でメジャーな実践的制度となっている⁽¹⁰⁾。

ところで、ここ近年のCSRが盛んになってきた背景は、この二〇年間ヨーロッパ諸国の二四歳以下の失業率が非常に高いこと、またビジネスのグローバル化により児童労働の問題などが顕著になってきたことである。国際労働機関（ILO）では一九七六年に「就業が認められるための最低年齢に関する条約」を発行し、一五歳以下の児童労働の

撤廃を定めている。⁽¹¹⁾ ITの進歩とともにインターネット環境が普及し、ビジネスのグローバル化が進んできた。製造・販売・物流がグローバルに展開することで、発展途上国の低賃金の労働力を調達してきた。ここに労働問題・人権問題が生じることとなった。たとえば、多国籍企業のナイキは自社工場を持たずに世界各国の安い人件費の工場に生産を外部委託している。一九九七年に企業監視NGO (TRAC) によってベトナムの工場における、劣悪な労働環境などの実態があきらかになった。テックビアン工場では、発ガン物質が現地基準の一七七倍も検出され、従業員の七七%に呼吸器系の疾患があり、ベトナム国内法に違反する週六五時間労働が行われ、給料は週一〇ドルしか支払われなかった。⁽¹²⁾ 結果として、企業の社会的責任が問われ、大学キャンパスを中心としてナイキのボイコット運動に発展した。

欧州のCSRは失業問題や児童労働などの社会的問題から端を発し、NPO/NGOが中心となって大企業に労働問題や社会的問題の改善を求めるようになってきたことが大きな特徴として挙げられる。そして、二〇〇〇年のリスボン欧州サミットにおいてCSRが取り上げられた。二〇一〇年までのEUにおける持続可能な経済成長の目標を打ち出し、目標達成のために企業の社会的責任について言及した。

以降、欧州におけるCSR政策の発展については、Jenny Fairbrass によってまとめられたものを表1に示している。二〇〇一年七月に欧州委員会はグリーンペーパーを公表し、企業の社会的責任の欧州枠組みが示され、多くの議論が展開された。二〇〇二年に欧州マルチステークホルダー・フォーラムが設立され、二〇〇四年にCSRの最終レポートを公表した。マルチステークホルダー・フォーラムは、欧州消費者団体、欧州産業連盟、欧州労連、欧州商工会議所、NGOなどの幅広いステークホルダーから構成されている。

マルチステークホルダー・フォーラムでは以下の四つの主題が議論された。⁽¹³⁾

- ・ CSRに関する知識の向上と良い事例 (good practice) の情報交換
- ・ 中小企業 (SMEs) におけるCSRの促進

表1 欧州におけるCSR政策の発展

- ・ 2001年7月、グリーンペーパーCOM (2001) 366を公表。「CSRの欧州枠組みを促進する」
- ・ 2001年度中、グリーンペーパーが発行されてから250件の意見を受理。これらの意見は、労使団体、企業、個人企業、貿易組合、市民団体などからである。
- ・ 2002年7月、COM (2002) 347を公表。「CSRに関するコミュニケーション：持続的発展への企業の貢献」
- ・ 2002年10月、EMSF (EU Multi-Stakeholder Forum) を設置。
- ・ 2004年6月、EMSFが最終レポートを公表。
- ・ 2006年3月、COM (2006) 136を公表。「成長と雇用のためのパートナーシップの実施：欧州をCSRの柱にする」
- ・ 2006年3月、CSRのための欧州同盟 (European Alliance for CSR) を設置。
- ・ 2007年3月、雇用と社会事情委員会 (the Employment and Social Affairs committee) により自主的な欧州議会レポートが採用。

(出所：Jenny Fairbrass, *Corporate Social Responsibility in Europe: The EU and National Policy Models Compared*, Bradford, 2008, p.7)

・ CSRの実践とツールの多様性 (Diversity)、
透明性 (Convergence)、統一性 (Transparency)
について

・ CSRの進展状況について

二〇〇七年の欧州議会レポートはEUレベルでのCSRについてのマニフェストで最も重要なものである。ここでは、EUレベルでの一般的な土壌が確立された。

欧州の中でもCSRの取組が先進的な英国では、CSRを国家の方針として打ち出し、二〇〇〇年に世界で初めてCSR担当大臣を任命している。英国では、積極的にCSRを導入させていく政策をとっている。

CSRの歴史的意義は、企業中心の構造から、NPO／NGOが中心となり、大企業に労働問題や社会的問題の改善を求め、市民中心の構造に転換してきたことである。そして、欧州では持続的な経済成長に向けてCSRが一つの共通基盤となり、政府がCSR導入を積極的に展開していることで

ある。次にCSRとは何か、CSRの定義について見ていくことにする。

3. CSRの定義

CSRの定義は一〇年間で変わってきた。初期のころのCSRの定義は、曖昧で漠然としたものが多かったが、この一〇年でCSRの定義は、以下の点が考慮されてきた。⁽¹⁴⁾

- ・ 企業行動が他者に及ぼす影響を真剣に考慮する
- ・ 社会福祉の保護と改善に対する管理者の責任について
- ・ 経済的、法的責任のみではなく、経済的、法的責任を超えて責任を拡張すること

CSRの定義は社会が組織に対して期待する経済、法的、倫理的、そして自由裁量やフィランソロフィーなどを取り巻くものとなってきた。⁽¹⁵⁾ このように、CSRの定義は時代とともに変化してきている。そこで、以下様々な定義について確認することにする。

(1) マルチステークホルダー・フォーラム報告書の定義

「CSRとは、社会面及び環境面の考慮を自主的に業務に統合することである。それは、法的要請や契約上の義務を上回るものである。CSRは法律上、契約上の要請以上のことを行うことである。CSRは法律や契約に置き換わるものでも、また、法律及び契約を避けるためのものでもない」⁽¹⁶⁾。

(原文) “CSR is the voluntary integration of environmental and social considerations into business operations, over and

above legal requirements and contractual obligations. CSR is about going beyond these, not replacing or avoiding them.”⁽¹⁷⁾

(2) 持続可能な開発のための経済人会議 (World Business Council for Sustainable Development 2005)

「生活の質を高めるために、従業員やその家族、地域社会、広い意味での社会とともに働き、持続可能な経済発展に貢献するビジネスへのコミットメント」⁽¹⁸⁾。

(原文) “The commitment of business to contribute to sustainable economic development, working with employees, their families, the local community, and society at large to improve their quality of life.”⁽¹⁹⁾

(3) ビジネス・フォー・ソーシャル・レスポンスビロリティー (Business for Social Responsibility)

「法的、倫理的に、また公的、商業的な面で、そのビジネスは社会の期待にどの程度対応しているのか。それぞれの企業がとるビジネスマナーのようである」⁽²⁰⁾。

(原文) “operating a business in a manner that meets or exceeds the ethical, legal, commercial, and public expectations that society has of business.”⁽²¹⁾

(4) Kotler and Lee, 2005

「企業の社会的責任とは、企業が自主的に、自らの事業活動を通して、または自らの資源を提供することで、地域社会をよりよいものにするために深く関与していくことである」⁽²²⁾。

(原文) “Corporate social responsibility is a commitment to improve community well-being through discretionary business practices and contributions of corporate resources.”⁽²³⁾

コトラーは、企業の社会的責任の主要な努力を「企業の社会的取り組み (corporate social responsibility)」という言葉を使っている。

「企業の社会的取り組みとは、社会的コースへの取組を支援し、社会的責任を果たすために企業が行う主要な活動のことである」⁽²⁴⁾。

(原文) “Corporate social initiatives are major activities undertaken by a corporation to support social causes and to fulfill commitments to corporate social responsibility.”⁽²⁵⁾

そのほか、CSRの定義については、様々な定義がなされている⁽²⁶⁾。

CSRの定義は、マルチステークホルダー・フォーラムのように、CSRを「社会面及び環境面の考慮を自主的に業務に統合」することや、持続可能な開発のための経済人会議のように「持続可能な経済発展」に貢献するという戦略的なもの、ビジネスマナーとしてとらえるものなどがある。また、コトラーの定義のように地域社会への関与としてマーケティング的な観点でとらえている。欧州のCSRは持続的な経済という目標に向けての政策と結びついているのに対し、米国はコトラーの定義に見るように地域社会への貢献がCSRの主なものとなっている。

ここで、Responsibilityについて、その意味を確認しておきたい。Responsibilityは「① (…に対する／…する) 責任、責務② 責任を負っている人(もの) — (人にとつての) (具体的な) 責任、負担、重荷③ 信頼度、義務履行能力、支払能力」(ジーニアス英和大辞典) となっている。また、Chambers Twentieth Century Dictionaryでは “Responsible, liable to be called to account or render satisfaction: answerable: capable of discharging duty: able to pay.” (“Chambers Twentieth Century Dictionary”; London:Chambers, 1959) と説明されている。Respondは、語源英和辞典(小川芳男編『語源英和

辞典』有精堂、一九六四）によれば、re-back, spend < spondere（ラテン語）となっており、spondereはpromiseのことであり、ラテン語のrespon-dereは約束を戻す。つまり、約束に応えるという意味である。Respondは応答するという意味であるが、約束に対して応答するという意味合いを持つ。

Stacey L. Edgarは、責任という言葉が、応答するということから来ているが、どのような責任性の質問に答えるか、以下の質問を挙げている。それは、「これは誰がしたのか」、「誰が担当しているのか」、「今回のケースで私は何をしなければならぬのか」、「何故、私はXを行なうのか（Yを行わないのか）」、「何故、行為者AはZという行為をしたのか」等である。⁽²⁷⁾

J. R. Lucasは、「Why did you do it」を二つの構成部分に分けている。「you, "do, "it」である。⁽²⁸⁾「you」は誰に責任があるのかを問いかけている。「do」はなぜ行ったのか、その理由を問いかけている。その行為が洗脳されたものであるか、あるいは、他の強い人間によって強いられたものなのか、その行為の責任の所在を問うのである。「it」は行為そのものである。何をしたのか、その責任ある行為を問いかけている。

responsibilityと同様、「責任」を表す言葉にaccountability, liabilityがあるが、accountabilityは「(記録保存の)責任、責務—説明」「報告」義務、責任範囲—アカウンタビリティ、説明責任(成果を出し、説明する責任)」（ジーニアス英和大辞典）を意味し、企業で使われているアカウンタビリティは「説明責任」の意味で使われている。ジーニアス英和大辞典によれば、responsibilityは注意や管理に重きがある。

また、liabilityは、「①《法律》[…の／…する]責任、責務、義務、②《会計》負債、債務」（ジーニアス英和大辞典）を表す言葉である。Staceyは、liabilityは、responsibilityよりもより法律的な概念となっていて、物事が起こったときの責任は誰なのかだけではなく、責任や義務違反に対する罰則も伴っており、法律によって束縛された責任であると述べている。⁽²⁹⁾

CSRのresponsibilityは、誰に対して、何に対して、どのように応答するのが、責任の重要な概念となってくる。また、CSRの概念が関係的であり、CSRの内容は国や地域によって、また時代やそのときの状況、立場によって異なってくる。しかし、本質のところでは、時代を超えて、立場を超えて、人類への責任という大きな責任のもとに持続的な経済発展 (Sustainability) がCSRのコアコンセプトとなってきた。

4. CSRの潮流

CSRを理解する上で、持続的な経済発展をはじめ、CSRに関係する主要な概念や原則を概観しておきたい。

(1) 持続可能な発展 (Sustainability)

CSRの柱となるキーワードは、持続可能な発展 (Sustainability) である。一九七二年にローマクラブが「成長の限界」を発表し、地球環境の資源の枯渇に対する警鐘が鳴らされた。一九九二年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議の地球サミット (「環境と開発に関する国連会議」) では「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」(リオ宣言) が発表され、経済・環境・社会の持続可能な発展に向けたアジェンダ二一が採択された。アジェンダ二一は、二一世紀に向けての環境宣言であり、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムを見直し、持続可能な社会経済システムへの取り組みが求められた。

二〇〇二年にアフリカのヨハネスブルグで開催された地球サミット (「持続可能な発展に関する世界首脳会議」) では、

持続可能な発展に関するヨハネスブルグ宣言が採択された。ヨハネスブルグ宣言は、人道的で公平で人間の尊厳を重視する地球社会をつくるという公約を再確認し、環境保護と貧富格差と人権問題が柱となっている。

(2) グローバル・コンパクト (The Global Compact) 二〇〇〇年

グローバル・コンパクトは、一九九九年の「世界経済フォーラム」においてアナン国連事務総長が提唱したもので、二〇〇〇年七月に国連本部で発足した。

グローバル・コンパクトは、グローバル化した世界経済が引き起こす様々な問題に対して、「自発的なイニシアティブ」を持って「企業が一致団結し、地球市民としての立場からその責務を推進すること」を求めるものである。そしてグローバル・コンパクトは企業に対して、人権、労働基準、環境、腐敗防止の各分野において以下の一〇原則を遵守していくことを求めている(表2)⁽³⁰⁾。

(3) グローバル・サリバン原則 (Global Sullivan Principles of Social responsibility) 一九七七年

一九七七年に黒人のサリバン牧師によって提唱された企業行動原則。一九九九年に改定された。南アにおけるアパルトヘイトの撤廃、労働環境の改善などを訴えた人権に関する原則で、その内容は八項目からなる。原則の概要は表3のとおりである⁽³¹⁾。

表2 グローバル・コンパクト10原則

〈人権〉

原則1：国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2：自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

〈労働基準〉

原則3：組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
原則4：あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5：児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6：雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

〈環境〉

原則7：環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8：環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9：環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

〈腐敗防止〉

原則10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

(出所：「グローバル・コンパクト」の10の原則 <http://www.unic.or.jp/globalcomp/outline.htm>)

表3 グローバル・サリバン原則の概要

- ① 普遍的な人権の支持を表明する（特に雇用者や関わっているコミュニティ、ビジネスパートナーなど）。
- ② 肌の色、人種、ジェンダー、年齢、エスニシティー又は宗教のような事由について、被雇用者の機会均等を促進する。また、労働者に対する容認できない取扱いをしない。
- ③ 被雇用者による自発的な結社の自由の尊重。
- ④ 被雇用者の基本的要求を満たし、被雇用者の技術及び能力を改善する機会を提供。
- ⑤ 安全で健全な職場を提供し、人間の健康及び環境を保護し、かつ持続可能な発展を促進。
- ⑥ 知的財産権、その他の財産権の尊重を含めた公正な競争を促進する。
- ⑦ コミュニティにおけるQOL（生活の質）の向上、不利な立場の労働者への教育訓練及び機会の提供を政府・コミュニティと協働して行う。
- ⑧ 企業活動を行うものに本原則を適用するように推進していく。

(出所“GLOBAL SULLIVAN PRINCIPLES” <http://www.globalsullivanprinciples.org/principles.htm>)

(4) OECD多国籍企業ガイドライン (The OECD Guidelines for Multinational Enterprises) 一九七六年

OECD多国籍ガイドラインは、多国籍企業がグローバルにビジネスを展開してきたことを受けて一九七六年制定され、二〇〇〇年に持続的発展に向けた環境の内容が追加された。このガイドラインは多国籍企業向けの国際的に承認された、法的拘束力のない企業行動規範である。

表4 OECD多国籍企業ガイドラインの項目

序文
I. 定義と原則 (Concepts and Principles)
II. 一般的な方針 (General Policies)
III. 情報開示 (Disclosure)
IV. 雇用及び労使関係 (Employment and Industrial Relations)
V. 環境 (Environment)
VI. 贈賄防止 (Combating Bribery)
VII. 消費者利益 (Consumer Interests)
VIII. 科学技術 (Science and Technology)
IX. 競争 (Competition)
X. 課税 (Taxation)

(出所: "OECD Guidelines for Multinational Enterprise"
<http://www.oecd.org/dataoecd/56/36/1922428.pds/>)

ガイドラインの構成は表4のようになっている。⁽³²⁾

ガイドラインの序文において、ガイドラインは、政府による多国籍企業への勧告であることを示している。すなわち、ガイドラインは、責任ある企業行動 (responsible business conduct) のために任意の原則と基準を提供している。そして、ガイドラインを遵守する各国政府の共通の目標は、多国籍企業が経済面、環境面、社会面の進展への積極的な貢献を奨励することと、多国籍企業の様々な活動によって生じてくる困難を最小限にすることであると述べられている。

ガイドラインは、多国籍企業が持続可能な開発を目指して、人権、情報開示、雇用・労使関係、環境、賄賂防止、消費者利益、科学技術、競争、課税などの企業倫理に関する原則・行動規範である (表5)。

表5 OECD 多国籍企業ガイドラインの主な勧告

- I. 定義と原則:自主的な性格, グローバルな適用, あらゆる企業にとってのグッド・プラクティスを反映していることなど, ガイドラインの基盤となる諸原則を規定している。
- II. 一般の方針: 人権, 持続可能な開発, サプライチェーン責任, 現地の能力構築など, 最初の具体的な勧告を盛り込んでおり, より一般的には企業が事業活動を行う国で確立されている方針を十分に考慮するよう求めている。
- III. 情報開示: 業績と所有権など企業に関するあらゆる重要事項について情報を開示するよう勧告するとともに, 社会, 環境, リスクに関する報告など, 報告基準がまだしっかりと確立されていない分野における情報開示を奨励している。
- IV. 雇用・労使関係: 児童労働・強制労働, 無差別, 従業員代表との誠実かつ建設的交渉の権利等, この分野における企業行動の主要な側面について規定している。
- V. 環境: 企業が健康や安全性への影響など環境保護を強化するよう奨励している。本章には, 環境管理システムや環境に重大な損害を与える恐れのある場合には予防措置をとるべきことなどに関する勧告が含まれている。
- VI. 贈賄防止: 公務員と民間人による汚職の双方をカバーし, また, 収賄, 贈賄の両方を取り上げている。
- VII. 消費者利益: 企業が消費者との取引に際して公正な事業・マーケティング・宣伝慣行に従って行動し, 消費者のプライバシーを尊重し, 提供するモノやサービスの安全性と品質を確保するためにあらゆる妥当な措置を講じるよう勧告している。
- VIII. 科学技術: 多国籍企業が事業を行う国々で研究開発活動の成果を普及させることを促進し, それによって受入国の技術革新能力に貢献することを目指している。
- IX. 競争: オープンで競争的な事業環境の重要性を強調している。
- X. 課税: 企業に対し, 税法の規定と精神を尊重し, 税務当局と協力するよう求めている。

(出所:『ヨーロッパのCSRと日本のCSR』p.96 「OECD 政策フォーカスNo.49, 2003年12月」)

(5) ユーロ卓会議・企業の行動原則 (Caux Round Table Principles for Business) 一九九四年

欧州・米国・日本の経営者がスイスのCauxで円卓会議を行い、一九九四年に制定・発表した企業行動指針。特長としては、民間企業による経営者が集まって取り決めたグローバルスタンダードな企業行動指針である。

Principles for Responsible Business (二〇〇九年三月発行) は四回目の企業行動指針である。⁽³³⁾

序文において、信用と信頼は、自由市場や倫理的ビジネスの実践を持続すると述べ、二〇〇九年の世界的財政危機などは、ビジネス世界において倫理の実践の必要性を強調してきたと述べられている。

CRT (Caux Round Table) 原則は表6のとおりである。

(6) EUグリーンペーパー

EUグリーンペーパーは欧州委員会が二〇〇一年に発表したもので、CSRのたき台となるものである。「CSRのための欧州の枠組みの促進」
“Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility”の中でCSRとは、

「企業が、自発的にステークホルダーとかかわりあう中で、社会的、環境

表6 CRT (Caux Round Table) 原則

- 原則1：株主を超えてステークホルダーを尊重する。
- 原則2：経済的、社会的、環境的開発に貢献する。
- 原則3：法律の文書と精神を尊重する。
- 原則4：ルールや協定を尊重する
- 原則5：責任あるグローバリゼーションを支持する
- 原則6：環境を尊重する
- 原則7：不法行為を防止する

(出所：http://www.cauxroundtable.org/ “Caux Round Table”)

的関心ごとを経営戦略、経営活動の中核に取り組み」と⁽³⁴⁾。

(原文) “Most definitions of corporate social responsibility describe it as a concept whereby companies integrate social and environmental concerns in their business operations and in their interaction with their stakeholders on a voluntary basis.”⁽³⁵⁾
としている。

グリーンペーパーは企業が経済活動、環境問題、社会問題に自主的に取り組むトリプルボトムラインの考え方に基づいている。

⑦ トリプル・ボトルライン

持続的な発展に向けて企業がCSRを取り組む際、経済、環境、社会といった三つの局面のバランスを取ることにより価値創造を行っていくという概念で、一九九四年イギリスのJohn Elkingtonが“Cannibals with Forks”の中で提唱した⁽³⁶⁾。GRI (Global Reporting Initiative) は経済的側面、環境的側面、社会的側面のトリプル・ボトルラインをベースにしている。Shellがいち早くpublic sustainability reportingにこの概念を適用した⁽³⁷⁾。「より持続可能な、かつ、包括的な世界経済」の実現のために、企業は経済的活動の中に、またステイクホルダーとの関係の中に、環境的側面、社会的側面をいかに組み込んでいくかということが重要となる。GRI報告書ガイドラインはトリプル・ボトルラインの概念を適用している⁽³⁸⁾。

5. 欧州のCSRについて

(1) The Responsible Business Summit 2009

Ethical Corporation 主催の The 8th Annual Responsible Business Summit 2009 が、二〇〇九年五月一日～二日 London の Business Design Center において開催され、筆者も参加した。The Responsible Business Summit は欧州各国から集まり、参加者は三十一名であった。IKEA, Shell, Vodafone, Starbucks をはじめとする大手企業の CSR に対する取り組みの報告がなされた。報告や参加者との交流を通して感じたことは、参加者が CSR (Corporate Social Responsibility) は経営における最重要課題であるという認識を持っていることであった。日本の CSR が環境問題中心であるのに対し、欧州の CSR は Sustainability (持続可能性) がキーワードで、環境問題、地域社会、人権問題、サプライチェーン、雇用問題など、広範囲な領域に及ぶ。参加団体において、IT 関係の CSR で興味深かったのは、CCWORKS (Corporate and Community Works) が、企業に対してコミュニティ投資としてのボランティア情報のソフトを提供していることなどである。企業では人権問題として従業員にボランティアの機会を与えることが CSR の一環としてとらえられている。Social Enterprise (社会的企業) も CCWORKS のクライアントである。また、ECDL Foundation は世界のコンピュータのエンドユーザーのコンピュータスキルを向上するために the European Computer Driving Licence の certification programme を展開し、社会で必要なコンピュータスキルのレベルアップを社会的責任として目指している。Vodafone は先進的にコミュニケーションをコア戦略として CSR を展開している。以下に IT 企

業の Vodafone の The Responsible Business Summit 2009 における報告事例を紹介したい。

(2) Vodafone の CR の CSR (Mr. Joaquim Croca, Head of CR Performance & Reporting Vodafone Group)

Vodafone は英国の IT 企業であるが、①西ヨーロッパ、②アジア、環太平洋地域と中東、③アフリカと中央ヨーロッパの三つの地域にサービスを提供している。グループの社員は七九〇〇〇人で二七カ国で展開している。パートナーマーケットも含めると四〇カ国以上になる。

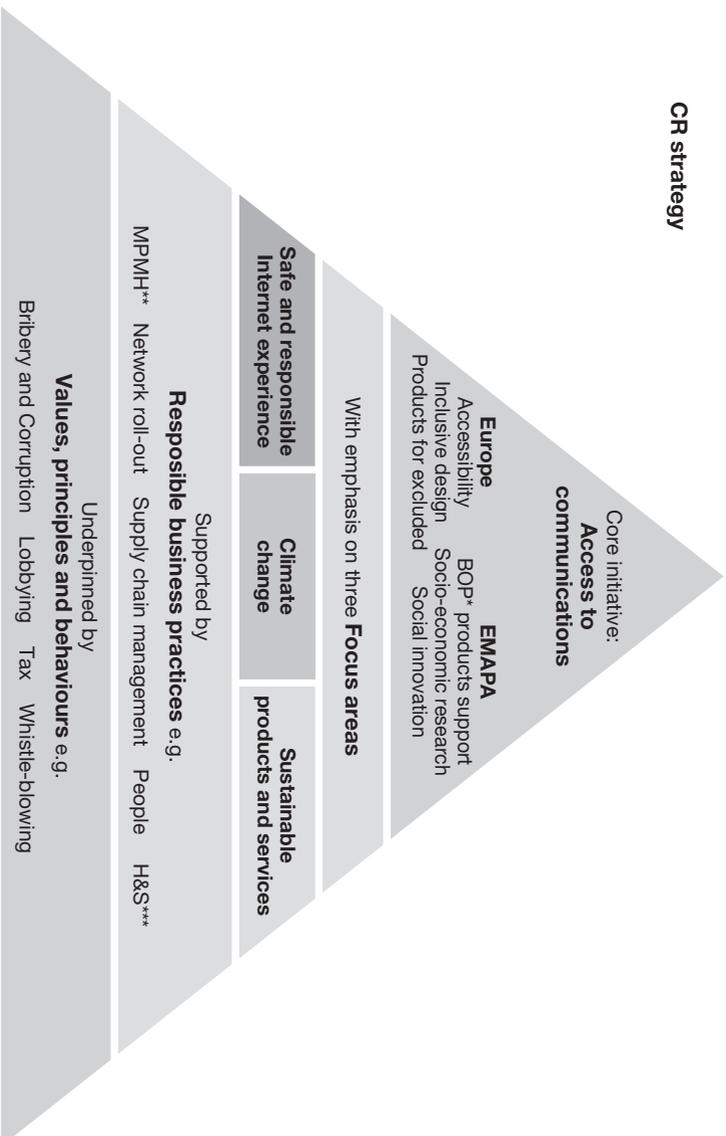
このようにグローバルに事業展開している。Vodafone では CSR ではなく CR (Corporate Responsibility) になっている。Vodafone の中心的 CR 戦略 (Core initiative) は「コミュニティケーションへのアクセス (Access to communication)」であり、最終的な目標はステークホルダーから信頼を得ることである。Vodafone は責任あるビジネスの実践として、①安全で責任のあるインターネット経験 (safe and responsible internet experience) ②気候変動に対するエネルギー消費の削減 (Climate change) ③持続的可能性のある製品やサービス (sustainable products and services) の三つの重点領域を挙げている (図1)。気候変動に関しては、Vodafone は製造業でないために社内では軽視されがちなので、あえて重点目標にして、社内のモチベーションを高めている。

Vodafone の社会的に責任に対するアンケート調査の結果の主なものを以下に示す。⁽³⁹⁾

Vodafone が、社会的に責任あると考えられている主な理由 (一〇カ国の平均)

- ・ 製品やサービスの品質……………二九%

図 1 Vodafone の CR 戦略



* BOP = Base of the economic Pyramid

** MPMH = Mobile phones masts and health

*** H&S = health and safety

(出典：The Responsible Business Summit 2009 における vodafone 報告資料より引用)

- ・ 良い会社……………二四%
- ・ リーズナブルな価格……………一七%
- ・ 信頼できるブランド……………一六%
- ・ カスタマーサービスが良い……………一二%

Vodafone が、社会的に責任がないと考えられている主な理由（二〇カ国の平均）

- ・ 価格が高い……………二〇%
- ・ 利益中心……………一四%
- ・ 信用できない会社……………一三%
- ・ 製品やサービスの品質が悪い……………一三%
- ・ カスタマーサービスが悪い……………一二%

Vodafone の印象を良くするために考えられる主な方策（九カ国の平均）

- ・ より信頼のおける製品やサービスの提供……………六九%
- ・ 慈善事業に寄付する……………五九%
- ・ 従業員にボランティアの機会を認める……………五九%
- ・ 会社で事前事業を始める……………五四%
- ・ 社会的・環境的实施内容を報告する……………五二%
- ・ CEO が社会的責任のある事柄に関わっている……………五一%
- ・ NGO や事前事業と関わっている……………四九%
- ・ 社会的・環境的プログラムを宣伝する……………四七%

以上、社会的に責任あると考えられている主な理由のトップは製品やサービスの品質であり、より信頼のおける製品やサービスの提供を行って社会的に責任を持つことが一番Vodafoneの中心的CR (Corporate Responsibility) 戦略である。「コミュニケーション」を遂行していくことになる。

Vodafoneは八年前よりCR部門を設置し、CRのリーダーとして認められるように活動を開始した。そして二〇〇七年、二〇〇八年、二〇〇九年と「世界でもっとも倫理的な企業」の一つとしてEthisphere magazineによりランクされた。

Vodafoneでは、CR部門になっているが、近年英国ではCSRからCRに移ってきている。

Socialがなくなっているが、これは社会の責任という概念をなくすことではなく、むしろ、socialだとglobaleな地球環境問題などが抜け落ちる可能性があるために、socialという言葉をあえて外しているようである。

英国ではCSRからCRに移ってきている傾向にある。今後、CSRからCR (Corporate Responsibility) への動きは出てくるであろう。また、今回のキーワードであるsustainable developmentあるいはsustainabilityがCSRの中心概念となり、今後CSRはさらにsustainable developmentに統括されていく可能性がある。ちなみに英国のある書店では、環境問題の書物がsustainabilityのコナーとして陳列されていた。

6. IT企業のCSRと企業倫理・情報倫理について

(1) CSRにおける企業倫理

Carrollは、「CSRは社会によって組織に期待がもたらされている、経済的、法的、倫理的、フィランソロフィー的なものを包含する⁽⁴⁶⁾」と述べているが、CSRを四つの相互に関係する責任の多層の概念とみなしている⁽⁴⁷⁾。四つの責任とは、

- ・ Philanthropic Responsibility (フィランソロフィー的責任)
- ・ Ethical Responsibility (倫理的責任)
- ・ Legal Responsibility (法的責任)
- ・ Economic Responsibility (経済的責任)

である。株主や従業員へ要求される経済的責任、ビジネスを行っていくうえで義務として要求される法的責任、さらに期待される責任として倫理的責任、願望される責任としてフィランソロフィー的責任がある。倫理的責任は企業として何が善で公正・公平であるか、社会に対する責任である。企業の不祥事が続く中で、この企業倫理は、CSRの中核となるものであり、企業倫理なくしてCSRは語れない。また、情報社会において、情報倫理は企業倫理なくして語れないのである。

図2 CSRの多重階層概念



(出典：Carroll's four-Part Model of Corporate Social Responsibility (1991))

(2) 企業倫理 (Business Ethics)

Richard T. De George⁽⁴²⁾によれば、企業倫理は一九六〇年代に議論が起こった。たとえば、適正な賃金への従業員への権利、きちんとした雇用、広告・宣伝の信頼性、誠実な商取引などである。アメリカにおいては、一九六〇年代にビジネスの社会的問題が沸き起こった。反体制文化の出現、争いの種となったベトナム戦争、環境・公害問題などの増加、核や毒物の問題、軍需産業への反対などである。これらの問題が沸き起こったのは、消費者運動の勃発と、消費者運動が大きく成長したことにある。ビジネスは社会的な配慮を欠けていたことや数多くの危害を社会に与えたことが非難された。

一九七〇年代には企業倫理の勃発の動きが見られる。ビジネスはthe National Chamber of Commerceなどがスポンサーになって開催されるコンファレンスや、大学の主導による、企業人、ビジネススクールの学者、哲学や宗教部門、ロースクールや他のスペシャリストを交えたコンファレンスなどによって取り上げられる多くの公的な関心事に対して影響を受けた。

企業倫理は、薬の倫理的問題に人々が関心を寄せた医療倫理をモデルにされた。しかしながら、*The Myth of Amoral Business*⁽⁴³⁾ はなお根強く、多くは、企業倫理の考え方を懐疑的に取り扱った。それにもかかわらず、この領域の研修は徐々に紹介され、大学やカレッジでは企業倫理の科目が設置されるようになった。

一九八〇年代に入ると、企業倫理の領域における活動は顕著なものとなってきた。この一〇年間で、フォーチュン五〇〇社は企業倫理綱領を適用し、従業員が倫理的な事柄を登録できるようなホットラインの開設、役員や部長レベルの倫理委員会の設置、倫理教育プログラムの開始などがなされてきた。また、九〇年代に入り、一九九一年に the U.S. Congress は、企業が法律に抵触しているかどうかをわかりやすくするために“Federal Sentencing Guidelines”を制定した。企業倫理の動きは大学、企業、社会、行政で社会的現象となった。

このように、企業倫理は、社会的なムーブメントの中で、その必要性の認知度を高めていった。⁽⁴⁴⁾ 企業倫理は一般的倫理の一部であるが、倫理とビジネスの相互作用によって定義される領域である。決して、倫理とビジネスが背を向けあうものではない。また、ICTが発展した今日では、企業倫理は、国家的、国際的、世界的になり、地理的な制約を受けない。

Richard T. De George は、企業倫理が典型的に五種類の活動を含むとしている。⁽⁴⁵⁾ 一番目は、一般的倫理をビジネスにおける特別の場合や実践に適用することである。ビジネスにおいて行為をすることが道徳的であるかどうか、決定することは重要である。二番目の活動はメタ倫理的である。個人に対して道徳の言葉が適用されると同様に、組織や企業、ビジネスへの適用が同じように為されるかは検証する必要がある。人間と同様、企業へ適格に適用するとして、責任の意味は、変わってくる可能性がある。企業倫理と一般の倫理とは相互関係がある。しかし、企業倫理は、一般的な理論では規定していない、仕事そのものの要求から来るメタ倫理的な探究が含まれるのである。三番目の企業倫理の活動は、倫理上の観点からの前提や倫理上の前提とビジネスの前提の両方の分析である。ビジネスは経済システ

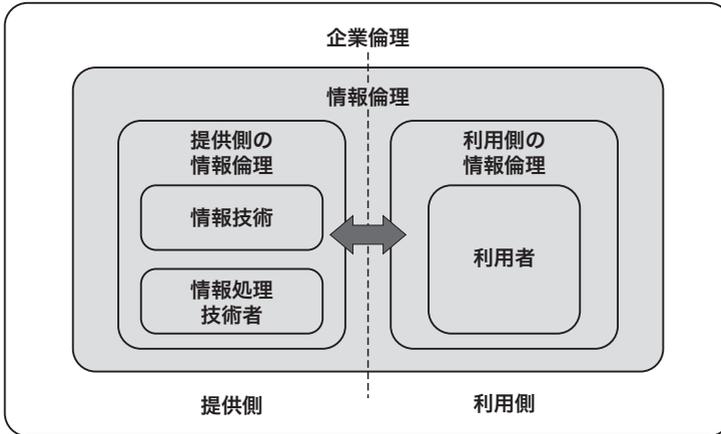
ムの中で動いており、企業倫理の適切な課業の部分は、一般に経済システムにおける倫理性について湧き上がる質問である。四番目は、企業倫理がしばし倫理の領域を超えて他の哲学の領域や、経済論や組織論のような学問領域に導かれることである。そして、企業倫理が典型的に含まれている五番目の活動は、ビジネスにおける個人や会社が道徳上賞賛に値し、模範となる行為を描くことである。以上の五つの典型的な活動があるとDe Georgeは述べるが、企業倫理の特徴は、大きく一般倫理の応用としての企業倫理、職業倫理としての企業倫理、ビジネスと倫理の学際的な領域としての企業倫理の側面があるといえる。また、情報社会において企業活動はICT (Information and communication Technology) に依存しており、グローバルなものになっている。企業倫理はICTの倫理的側面、すなわち情報倫理と密接に関係してきている。

(3) 企業倫理と情報倫理

情報社会における企業倫理は情報倫理とどのような関係があるか、その位置付けを確認しておきたい。ICTの発展は企業のグローバル化をもたらし、時間・空間的な壁を取り払い、ビジネスの効率性を高めるなど大きな便益を与えている。一方でICTの発展により情報の扱う範囲が広がり、情報の漏洩や社会に及ぼす影響が大きく、広範囲に拡大してきている。特にIT企業はICTを社会に提供しており、そのICT製品やサービスに対する企業の社会的責任を負う。その意味でIT企業において、企業倫理は情報倫理と密接に結びついている。

情報社会において、ICTを提供する側と利用する側がある(図3)。ICTを提供する側のIT企業は、たとえば、ICTの設計構想を行い企画・開発を行うが、ICT自体の設計構想の意図に対する情報技術の倫理がある。情報技術自体に倫理性はないが、その情報技術を作り出す人間の側に倫理性がある。また、情報技術の政策過程でコード化し

図3 情報倫理と企業倫理の関係



(出典：花岡萼『組織の境界と情報倫理』白桃書房，2003，p.192)

たりテストを行ったりして情報処理を行う情報処理技術者の倫理がある。これらはプロフェッショナル倫理 (professional ethics) と位置付けられる。一方、IT企業によって提供されたICTを利用する側の倫理がある。利用する側が、ICTの本来の目的に沿った正しい使い方をするか、あるいはICTを悪用したりしないか、ICTを利用する際に情報漏えいや著作権の侵害を行わないかなど、ICTを利用する際の利用者側の倫理である。これらのICTを提供する側と利用する側の倫理は情報社会の中であって、企業倫理の大きなウイトを占めるようになってきた。

ICTが急速に発展してきて、ビジネスのあらゆる局面に適用されてきているが、もはやICTの利用なしではビジネスが成り立たなくなっている状況である。ICTがどのように利用されるべきか、社会の様々な機能がICTに依存しており、社会にとって良い使われ方をしなくてはならない。しかしながら、不本意なICTの利用、誤った利用により社会に負の影響を及ぼすという問題が生じてきた。ICTの開発、そして利用は正しい方向で行われるべきであるが、必ずしも意図にそった開発、利用になるとは限らな

いのである。またICTの場合は、そこには責任の所在の不明確さが付きまといてくる。

J. H. Moor は「What is computer ethics」の中において、「コンピュータ倫理の典型的な問題は、コンピュータ技術を用いるように使うかということについてのポリシーの真空状態によって引き起こされる」と述べており、「ポリシーの真空状態 (policy vacuum)」がコンピュータの倫理的な問題において重要であることを指摘している。Moor は「倫理的にコンピュータを使用するために、それに対応したポリシーの形成と正当化を行うこと」を述べている⁽⁴⁷⁾。

しかしながら、ポリシーの形成をすることは難しく、ポリシーの真空状態には、しばしば概念の真空状態 (conceptual vacuum) や概念の混乱 (conceptual muddle) があるからであるとムーアは述べている。

コンピュータには最も重要な要因がある。それは不可視性 (invisibility) である⁽⁴⁸⁾。ムーアは不可視性に三つの種類を述べている⁽⁴⁹⁾。ひとつは倫理的に重要な、最も顕著な不可視性は、見えざるコンピュータの乱用 (invisible abuse) である。すなわち、コンピュータの見えざる操作で、故意に非倫理的な行為を行うことである。

二番目の不可視性は、コンピュータのプログラムに埋め込まれた、見えざるプログラムの価値判断 (invisible programming value) である。要求仕様を満たすために、プログラマーは、何が重要で、何が重要ではないかの価値判断を行い、最終製品にその価値判断が埋め込まれる。しかし、プログラムを実行するユーザーにはその価値判断がわからないかもしれないということである。

三番目は、最もやつかない、見えざる複雑な計算処理 (invisible complex calculation) である。今日のコンピュータやスーパーコンピュータは人間の検証や理解するにはあまりにも複雑になりすぎている。問題は、コンピュータの見えざる計算処理をどれだけわれわれが信用することができるかということである。

以上、ムーアはコンピュータの不可視性について問題提起をしているのである。

情報倫理の問題を考える際、この不可視性は重要である。ICTの責任の所在が不明確になってくるからである。

ムーアの不可視性の種類では、一番目のコンピュータの乱用は、コンピュータの利用側である。二番目の見えざるプログラムの価値判断と三番目の見えざる複雑な計算処理はICTの提供側である。

コンピュータの不可視性はthe Myth of Amoral Computing and Information Technology⁽⁵⁰⁾を生み出しうる。すなわち、ICTと倫理は背をむきあうという神話である。不可視性の故にコンピュータによる様々な不具合が生じ、社会に影響を与えた場合において、その責任の所在がはつきりとしてこないということである。

コンピュータのソフトウェアを作成する技術者はその製品に責任がある。コンピュータ自体には責任はない。しかし、ソフトウェアを開発する側、使用する側に責任がある。ICTを開発し、管理し、使用するのは人間である。ICTによって生じる倫理的な問題は、すべて人間に起因する。コンピュータの不可視性ということを考えると、ICTの製品やサービスを開発する側の責任は重大である。ICT開発は川上の部分である。いかに社会にとって善いという判断基準のもとでICTの開発がなされるかが情報倫理の大きな課題となる。このことは、情報倫理の中でICTの開発に携わる技術者たちのプロフェSSIONナル倫理が今後ますます重要になってくるということである。

(4) コンピュータ倫理・プロフェSSIONナル倫理・情報倫理

コンピュータのComputer EthicsとProfessional ethics, Information ethicsに関して触れておきたい。情報倫理は、コンピュータ倫理とほぼ同意で使われている。情報化社会の進展はコンピュータが主役として為されてきたことから、コンピュータ倫理が最初に論じられ、近年の情報社会において情報倫理という言葉が使われるようになった。「最初のComputer Ethicsの本質についての論述は、ジェームズ・ムーアの論文“*What is computer ethics?*” (1985)であった。この論文の中でムーアは最初のコンピュータ倫理についての定義を示し、情報社会における倫理的問題に対し完全ともいえる発表

を行った⁽⁵¹⁾。

“What is computer ethics”の中で、ムーアはコンピュータ倫理について以下のように定義している。

「コンピュータ倫理とは、コンピュータの本質と社会に及ぼす影響を分析し、倫理的にコンピュータ技術を使用するために、それに対応したポリシーの形成と正当化を行うことである。」

“Computer Ethics is the analysis of the nature and social impact of computer technology and the corresponding formulation and justification of policies for the ethical use of such technology.”⁽⁵²⁾

コンピュータ倫理とプロフェッショナル倫理について、Gottferdianは、「コンピュータ倫理が、プロフェッショナル倫理から派生したものである」と位置付けている⁽⁵³⁾。また、Floridiによれば、「コンピュータ倫理はまだ哲学上の地位を得た論題として俎上にながらつてきていないという。今日のほとんどの哲学者たちはコンピュータ倫理をプロフェッショナル倫理の実的な主題と見なしている。また、プロフェッショナル倫理について、哲学者たちは職人倫理 (carpenters ethics) のように見なしている」と述べ⁽⁵⁴⁾。

Floridiは情報倫理 (Information Ethics) と情報哲学 (Information Philosophy) の二つの分野での第一人者であるが、彼は、情報倫理とコンピュータ倫理のことについて、「コンピュータ倫理の哲学的な状況はメソドロジカルな問題であり、情報倫理はコンピュータ倫理の哲学的な基礎的な部分であり、情報領域の倫理あるいは環境倫理の特殊なケースのように見なせる」と述べている⁽⁵⁵⁾。また、情報倫理は「幅広い倫理的論説のための信頼ある基盤と今の時代や情報革命を特徴づける価値ある情報源を提供する。しかし、まだスタートしたばかりの領域である」とFloridiは述べている⁽⁵⁶⁾。

Floridiと情報倫理の必要性について対談する機会を得たが、Floridiによれば、「情報倫理は今後ますます重要になってくる。情報倫理は環境問題と非常によく似ていて、次世代に継承していかなければならないものである。我々は目先

の便益や効果のことだけに目を向けがちだが、環境問題は知らないうちに大きな問題に発展してきている。それと同様に情報社会の問題も、今は大丈夫と思っても徐々に大きな問題になってきている。情報倫理は軽視されがちだが、将来のことを考えて優先的に取り組んでいく必要がある。コンピュータ倫理と情報倫理はほぼ同じ意味で使われているが、コンピュータ倫理はプロフェッショナル倫理に重点が置かれているのに対し、情報倫理はもう少し広い意味あいがあり、より哲学的である。情報倫理は、国や文化、宗教などの違いからより複雑に入り組んでおり、明確な定義をするのがなかなか難しい。また、企業倫理 (business ethics) と情報倫理については、今後ますます歩み寄り、相互に関係が深くなるであろう」と述べていた。

情報倫理とコンピュータ倫理はほぼ同じ意味に使われるが、「情報社会における倫理」として、情報倫理はコンピュータ倫理よりも広義にとらえることができる。その意味で、コンピュータ倫理は狭義の情報倫理として情報倫理の中心的な部分をなすものである。また、プロフェッショナル倫理はコンピュータ技術者の倫理であり、コンピュータ倫理におけるICTを提供する側の倫理である。その意味でIT企業における情報倫理は、プロフェッショナル倫理が中心的な主題となる。

7. IT企業におけるCSRと情報倫理

(1) IT企業におけるCSRの取組み

IT企業におけるCSRについて、Paul Floey, Chanka Jayawardhena が二〇〇一年に英国の二二〇社を調査した結

果によると、「会社の規模がCSRへの対応を決定するのに影響している」という⁽⁵⁷⁾。以下にその要点を示す。「IT企業におけるCSRは、財政面の欠如が障害となっている。そして、IT企業の収益が減少している時期に慈善的貢献は真つ先に削減のターゲットとなっている。インターネット社会での影響が大きくなってきたにも関わらず、七二%のIT企業はCSR戦略でこのことについて取り上げていない。ほんの一五%のIT企業が地域社会のグループと一緒にインターネット・アクセス・プロジェクトを行っており、四企業のみが個人や家庭が、家からのインターネットアクセスを助けるプロジェクトを行っているのみであった。このことは、驚くべきことである。なぜなら、このIT領域への貢献は、IT企業にとって、他のいかなる環境的、社会的、芸術的、地域社会やスポーツなどの関わりよりも直接的な利益を与えるからである。自社のIT製品やサービスに関係した活動に焦点を絞ることができない理由の一つは、CSRへの戦略が貧弱であることが挙げられている。

CSRを推進していくための最善戦略や慈善的貢献への明確なポリシーの策定は、大企業を除いてまれであった。このIT企業のCSRの方向性のなさは、自分たちのビジネスがよく見えないことにあるといえる」と調査レポートで述べられている⁽⁵⁸⁾。

The Responsible Business Summit 2009のIT企業の例で取り上げたVodafoneは、「コアCR戦略として「コミュニケーション」を明言しており、最終的な目標はステークホルダーから信頼を得ることに置いている。そして、その実践として自社のIT製品やサービスに関係した活動に焦点をあて、安全で信頼できるインターネット環境の実現や持続的可能性のある製品やサービスを挙げている。自社のコアコンピタンスが明確でCSR戦略がしっかりしている企業の一つである。

他に、現在CSRの取組が良く行われているIT企業について、特に情報倫理の側面からNTTコミュニケーションズ及びIBMのCSR報告書から特徴を概観したい。

NTTコミュニケーションズではCSRを「ICTソリューションパートナーとして、情報通信サービスの提供を通じて、グローバル規模で社会の新たな価値創造や問題解決に取り組み、豊かで持続可能な社会の実現に貢献していく」活動であると位置付けている。

このCSR基本方針推進のために、「社会への貢献」、「地球環境保護」、「人材の尊重」を三つのCSRの柱としている。そして、「社会への貢献」においては、①安定的で信頼性の高い情報通信サービス②安心・安全な社会の実現③お客様への誠実な対応④社会とのかかわりなどを掲げている。安心・安全な社会の実現安でセキュリティをサービス提供上の最重要事項と位置付け、安心・安全に向けた情報セキュリティ確保の取組として、情報セキュリティマネジメントの国際規格ISO/IEC 27001に基づき、情報セキュリティガバナンスを推進している。具体的には、「セキュリティマネジメント室」を設置し、①規定や標準の制定と全従業員への教育啓発②全社共通の情報セキュリティ対策の策定と実装③情報セキュリティ規定の遵守状況のモニタリングと是正④情報セキュリティ事故への一元的な対応また、顧客情報・個人情報の保護に向けた対策を行っている。

NTTコミュニケーションズのCSR推進体制として、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、人権の尊重、ビジネスリスクマネジメントを重要な課題としている。コンプライアンス体制の整備では、企業倫理推進体制の整備を進めている。また、「職場コンプライアンス研修」、「職場人権啓発研修」など企業倫理的な啓発活動の実践も行われている。

一方、IBMは共通の価値観IBMs Value（①お客様の成功に全力を尽くす②私たち、そして世界に価値あるイノベーション③あらゆる関係における信頼と一人ひとりの責任）に基づいてCSR活動を行っている。特に情報関係では、リスクマネジメント体制をとっており、自然災害、疫病、情報漏えい、製品障害、ネット障害などのリスクに対する取組がなされている。また、情報セキュリティへの取り組みとして、顧客及び会社の情報資産を保護し、情報の機

密性・完全性・可用性を確保するために、ISO/IEC 27001のマネジメントシステムの構築と運用を実施している。

NTTコミュニケーションズ及びIBMとも、国際規格ISO/IEC 27001を導入し、マネジメントシステムの構築にあつたっている。ICTを社会で安心して、安全に使つていくためには情報セキュリティへの取り組みが優先課題である。

(2) IT企業におけるCSRの本質的側面

IT企業におけるCSRの取り組みの本質的側面は、提供するICTが真に社会に役立ち、情報社会の進展に誠実であることである。ムーアの言う、コンピュータ技術をどのように使うかというポリシーの真空状態 (policy Vacuum) を克服し、明確なポリシーのもとに社会に役立つICTを提供することを常に心がけることが大切である。そのためにも、IT企業は自社の製品やサービスを通して社会に役立つICTを提供し、社会貢献を行うという明確なCSR戦略を展開していくことが重要である。

ICTの発展はデジタルデバイスという問題を引き起こしているが、IT企業は、本来はこの問題に携わるのに最も良い立場にある。IT企業はICTの発展によって発生するデジタルデバイドの解消につとめることがCSRの実践である。

また、情報ネットワークの安心・安全を保障するために、情報セキュリティ体制を構築することがIT企業の役割であり、責任である。そのために国際規格であるISO/IEC 27001を取得して情報セキュリティマネジメントシステムを構築することが一つの方策として実施されている。ISO/IEC 27001で情報セキュリティは、「情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。さらに真正性、責任追跡性、否認防止及び信頼性のような特性を維持することを含めてもよい」と定義されているが、情報の機密性 (Confidentiality) 、完全性 (Integrity) 、可用性 (Availability) を維持するた

めに情報セキュリティ体制を構築し、顧客情報及びIT企業自体の情報の保護と責任ある運用体勢構築することにより、IT企業としての一つの責任を果たすことがCSRの実践である。

(3) IT企業における情報倫理の必要性

先に、いかに社会にとって善いという判断基準のもとでICTの開発がなされるかが情報倫理の大きな課題となるということ述べた。

Terrell Ward Bynum や Simon Rogerson は、

「コンピュータ技術者は良いにつけ悪いにつけ、世界に大きな影響を及ぼす力を持っている」⁽⁶⁰⁾。それ故、「コンピュータ技術者は、社会に対して、特にコンピュータシステムやネットワーク、データベース、その他、彼らが生み出して、コントロールするIT機器によって直接影響を受ける人々や社会に対して責任がある。たとえば、飛行機や原子力発電所、医療機器、宇宙ステーションなどをコントロールするプログラムを開発しているソフトウェアエンジニアは、多くの命がかかっているそのプログラムに責任がある。このような重大な責任を与えられているので、コンピュータ技術者は倫理的にも専門的にも両方しつかりとした判断と意思決定ができなければならないのは明らかである」⁽⁶¹⁾。と述べている。

いたるところでICTに大きく依存しているユビキタス社会において、コンピュータ技術者は、倫理的にも専門的にもプロフェッショナルであることが求められる。そして、ICTの不可視性から生じる諸問題を克服するために、コンピュータ技術者のプロフェッショナル倫理を育成することが課題となる。

ICTに携わるエンジニアの情報倫理、特にプロフェッショナル倫理の必要性について、Michael Baylesは「プロ

フェッショナルはクライアントの信頼を得るに値する特別な責任を負っている。それは、誠実、率直、コンピタンス、勤勉、忠誠、思慮分別の責任である⁽⁶²⁾と述べている。また、Gottelbanは、ソフトウェアエンジニアやソフトウェアエンジニアチームのメンバーなど、コンピュータソフトウェアにとって、重要な質問がある。それは、「このソフトウェアショナルなグループは、他のコンピュータファイルで働くソフトウェアショナルと違う特別な倫理的責任があるか?」⁽⁶³⁾という問いかけであると述べている。またソフトウェアエンジニアとそのチームは、開発している安全―危機システム (safety-critical system) に対して責任がある。そのシステムは、

i 善いことをするか、危害を引き起こすかを可能にするか
ii 他人に、善いことを行うのを可能にするか、危害を引き起こすのを可能にするか

iii 他人に、善いことを行うための影響を及ぼすか、危害を引き起こすための影響を及ぼすか
という重要な機会があり、安全―危機システムを取り巻く役割や責任は分化したファクターであるとGottelbanは述べている⁽⁶⁴⁾。

このように、ソフトウェアエンジニアが開発する安全―危機システムは、人間社会にとって善いものであっても、また危害を加えるものにもなりうる。

したがって、「ITソフトウェアショナルは、使用者のニーズと能力を理解し、これらの要求を満たす最善の製品やサービスを、決められた予算と時間の中で提供する責務がある。また、ITソフトウェアショナルは、ユーザーによる倫理的な行為をサポートする環境を浸透させる重要な責任がある⁽⁶⁵⁾」とGeorgeは述べているように、ITソフトウェアショナルは、安全―危機システムが危機システムにならないように、安全で信頼のおけるシステム開発を行い、使用者の状況を理解するとともに倫理的な配慮を全うする重要な責任がある。

そのためにプロフェッショナル倫理綱領 (Professional Codes of Ethics) がプロフェッショナルの所属する組織で求

められ、制定されている。

ITプロフェッショナルが属する最大規模の学会として、ACM (the Association for Computing Machinery) や IEEE (the Institute of Electrical and Electrical Engineers-Computer Society) がある。両学会ともプロフェッショナル倫理綱領を定めている。IEEEは、一〇項目からなる「IEEE Code of Ethics (一九九〇年採択)⁽⁶⁷⁾」を倫理綱領として適用している。ACMも「ACM Code of Ethics and Professional Conduct (一九九二年採択)⁽⁶⁷⁾」をプロフェッショナル倫理綱領として適用している。ACMの綱領は「一般的な倫理的責務」、「プロフェッショナルとして特有の責任」、「リーダーシップとしての責務」、そして「コンプライアンス」の四つのカテゴリ、二四の項目から構成されている。このACMの綱領は、メンバーを、「社会に貢献し、人間を幸せにし、他人に危害を与えず、正直で信頼でき、差別せず、公平で、知的財産を尊重し、知的財産の適切な手当を行い、プライバシーを尊重し、機密性を尊重する」ことを促進する⁽⁶⁸⁾。さらに、メンバーを、「仕事の中で高品質に向けて努力し、仕事に関係する法律を知り、契約と同意書を受け入れ、コンピュータの使用とその結果を理解することにより社会を改善し、使用されているコンピュータ資源にアクセスするのは権限が与えられたときのみに行う」⁽⁶⁹⁾ ことなどを促進するために制定されている。

歴史的には、ACMやIEEEなどのプロフェッショナル団体では、「倫理綱領 (Codes of Ethics) を専門家としてのステータスとして、また学会の会員を規制し、それによって、公に対して自己規制する権利があることを確信させるための手段としてみなしていた。自己規制は会員の非倫理的な行為を防止することに依存し、倫理検討委員会も加わり、綱領は非倫理的な行為への解決策とみなされた。倫理綱領は可能性ある違反行為や違反の処罰を列挙する傾向にあった⁽⁷⁰⁾」。ACMの最初の綱領は一九七二年に「the Code of Professional Conduct (プロフェッショナル行為綱領)」として採択された。その後一九九二年に「プロフェッショナル倫理綱領」が新たに採択され、プロフェッショナル倫理として新たな方向に動いてきている。

ところで、これらの倫理綱領の実施可能性、期待効果はどうであろうか。

ムーアはコンピュータに「論理的順応性 (“logically malleable”)⁽⁷¹⁾」があると述べている。「コンピュータは、インプット、アウトプット、そして論理的作用に接続することで特徴づけられる、いかなる作業に対しても適合し、形成される論理的順応性がある」⁽⁷²⁾。このことは、「コンピュータを革命的にする」⁽⁷³⁾。したがって、「コンピュータ技術は、社会で価値あるいかなるものも保護され前進（あるいは損害や破壊）するために用いることができる」⁽⁷⁴⁾。ITプロフェッショナルはコンピュータの論理的順応性によって、社会のあらゆる事柄に関わることが可能である。しかし、コンピュータ技術者は、医者や弁護士のようにライセンスを必要としない。ACMやIEEEなどの公的組織の行動規範はあるが、ITプロフェッショナルはそれに強く束縛されていないのが実情である。そして、ITプロフェッショナルはACMやIEEEなどの公的組織によって採択された行動規範にたとえ違反しようが、自分の職務を続けていくことができず、てしまうという現実がある。Gottbaranによれば、「より強力な基準」が必要であるという⁽⁷⁵⁾。

ムーアの指摘通り、コンピュータは論理的順応性があるために、力強く革新的である。

「人々はいまだかつて行なったことがない、新しいことを行う機会を創出する。そして、それらを行うべきかどうかを考えると、既存の行動規範が適用すべきかどうかという疑問がわいてくる。そのまま適用できるのであれば、既存の行動規範を用いればよいが、もし適用できないということであれば、新しい倫理的行動規範を考案しなければならぬ」⁽⁷⁶⁾。Terralは、この段階はコンピュータ倫理を実施する過程においてとても重要であると指摘し、以下の四つの重要な点を理解する必要があるという⁽⁷⁷⁾。

- 1 「行動規範の指針は何か」あるいは「行動手引の指針は何か」。
- 2 質問の状況を適切にカバーする指針があるかどうかを、どのように決定するのか。
- 3 既存の指針では解決できない、新しい状況を扱うときに、どのように新しい指針を公式化するのか。

4 新しく公式化された指針をどのように倫理的に正当化するのか。

IT企業における情報倫理の必要性、特にプロフェッショナル倫理は社会への責任として必要条件である。プロフェッショナル倫理が、組織で採択された既存の倫理規程を遵守していればよいというものではない。ICTの急速な進展により、状況が変化し行動規範を見直していく必要が生じてくる可能性が今後也十分にある。また、目先の変化にとらわれてプロフェッショナル倫理がポリシーの真空状態 (policy Vacuum) にならないように注意していかなければならない。

Don Goterbarn は、コンピュータ倫理の最も重要な焦点は、プロフェッショナルの責任の問題であるべきだと述べている。⁽⁷⁸⁾ そして、行為綱領 (Code of Conduct) がプロフェッショナルの態度や行為に向けられているのに対し、Goterbarn は、倫理綱領はプロフェッショナルとしてのミッションの記述やヴィジョンや目的を示すことができるので、「人生設計書 (aspirational)」としての倫理綱領 (Code of Ethics) を描いている。⁽⁷⁹⁾

IT企業において、情報倫理やコンピュータ倫理、とりわけプロフェッショナル倫理はIT企業のCSRを推進していく上で重要であるが、情報倫理をCSR戦略の中に重要課題として組み込んでいくことが求められる。プロフェッショナル倫理綱領も絶えず、時代を反映したものに見直され、ポリシーを持った実効性をもったものでなければならぬ。

8. おわりに

グローバル化が進む中で欧州では、持続可能な発展のためにCSRは企業経営の最優先課題という認識が強い。中

でもCSRの取組が先進的な英国では、CSRを国家の方針として打ち出すなど、積極的な取り組みがなされている。株主・投資家、消費者・顧客、地域社会、従業員、取引先等のステークホルダーから信頼され、社会的責任ある企業となっていくためには、経営においてCSR戦略がますます重要となってくる。

IT企業のCSRは、自社のICT製品やサービスを社会に提供することにより、社会貢献を行うという明確なCSR戦略を展開していくことが最も重要である。その際、いかに社会にとつて善いかという判断基準が大切であり、そこにIT企業における情報倫理の必要性がある。そして、ICTを開発するエンジニアのプロフェッショナル倫理が求められる。

筆者は英国オックスフォードにおいて二〇〇九年四月二一日〜二五日まで実施されたACCU主催のACCU二〇〇九コンファレンスに参加した。欧州のコンピュータプログラマーやSEが集まり交流の場を持った。コンファレンスでは、プログラミングやソフトウェア開発を中心として、セキュリティやマネジメント、エンジニアのモチベーションなどのテーマも含めて報告があったが、プロフェッショナル倫理に関するテーマはなかった。コンファレンス期間中に何人かのプログラマーやSEに意見を聞いたがプロフェッショナル倫理に対する関心の薄さを感じた次第である。一部の大手企業を除いて、少人数のソフトウェアハウスでは、情報倫理面での教育や施策はほとんどなされていないのが実情である。ただし、彼らはIT技術者として自分たちの職業に対してプライドを持っており、急速に変化していくICT環境の中で、新しいソフトやシステムを創造していかなければならないという危機意識を強く持っている。そのために新しい発想で、アイデアを出していくという企画がますます重要視されてきている。ただ、自社で企画開発し、仕様を決めて、コーディング作業は海外に委託するという昨今のソフトウェアオフショア開発（アウトソーシング）について、何人かのプログラマーやSEに意見を聞いたが、個人的な見解として品質面や技術の流出、新規開発、雇用の面から否定的・保守的な意見が多かった。オフショア開発は品質面がきちんと保障されれば、アジア地域

での雇用の創出やコストダウンなど、グローバルな意味でCSRのひとつであると考えられるが、少人数のソフトウェアハウスにおいては、自社での技術の蓄積と品質向上が製品やサービスに反映され、自社製品・サービスを通してのCSRの展開につながるであろう。IT企業のCSRは、まず最優先的に自社の技術を持つて社会に貢献することが第一義である。そして、ICTによる安全な社会を保障するためにセキュリティ保障体制の構築、さらに、ICTによって生じるデジタルデバイドの解消に向けての責任を果たしていくことが求められる。そのためにも、ICTの提供側に立っているIT企業において、企業倫理さらに情報倫理の構築が最優先課題である。

注

- (1) 滝川好夫『資本主義はどこへ行くのか』PHP研究所、二〇〇九年、七四頁
- (2) Oliver Sheldon, *The Philosophy of Management*, London, SIR ISSAC PTMANK&SONS Ltd., 1924, p.99
- (3) Subhabrata Bobby Banerjee, *Corporate Social Responsibility*, Edward Elgar Publishing, Inc. 2007, p.5
- (4) 水尾順一、田中宏司『CSRマネジメント ステークホルダーの共生と企業の社会的責任』二一三頁
- (5) Subhabrata Bobby Banerjee, *Corporate Social responsibility*, p.6
- (6) *Ibid.*, p.6
- (7) Donald S. Siegel, *The Oxford handbook of CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY*, Oxford University Press, 2008, p.253
- (8) 岡本享二『進化するCSR』二九頁
- (9) 岡本享二『CSR入門』八二頁

- (10) Donald S. Siegel, *The Oxford handbook of CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY*, p.254
- (11) http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_cl38.htm マンヤム二〇〇九年七月二〇日
- (12) <http://www.corpwatch.org/article.php?id=13011> “New York Times: Nike Shoe Plant in Vietnam Is Called Unsafe for Workers,” 1997, マンヤム2009. 7. 30
- (13) Jenny Fairbrass, “Corporate Social Responsibility in Europe: The EU and National Policy Models Compared,” Bradford, 2008, p.8
- (14) *THE A TO Z OF CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY*, John Wiley & Sons Ltd., 2007, p.123
- (15) *Ibid.*, p.123
- (16) 藤井敏彦『ヨーロッパのCSRと日本のCSR』日科技術連出版社、二〇〇五年、二〇頁
- (17) http://circa.europa.eu/irc/empl/csr_eu_multi_stakeholder_forum/info/data/en/CSR%20Forum%20final%20report.pdf
“EUROPEAN MULTISTAKEHOLDER FORUM ON CSR Final result & recommendation 2004,” PDF p.3 マンヤム二〇〇九年七月二〇日
- (18) フィリップ・コトラー／恩蔵直人監訳『社会的責任のマーケティング』東洋経済新報社、二〇〇七年、四頁
- (19) Philip Kotler, Nancy Lee, *Corporate Social Responsibility, Doing the Most Good for Your Company and Your Cause*, Wiley, 2004, p.3 (World Business Council, 2005)
- (20) 『社会的責任のマーケティング』四頁
- (21) Philip Kotler, Nancy Lee, *Corporate Social Responsibility, Doing the Most Good for Your Company and Your Cause*, p.3
- (22) 『社会的責任のマーケティング』四頁
- (23) *Corporate Social Responsibility, Doing the Most Good for Your Company and Your Cause*, p.3
- (24) 『社会的責任のマーケティング』四頁
- 尚、企業の取組として支援されている社会的コーズとして、コトラーは次のようなものを挙げている。① community health（地域社会の健康―エイズ撲滅、乳がんの早期発見、時宜を得た予防接種）② safety（安全―飲酒運転撲滅のための指定ドライバープログラム、犯罪防止、自動車安全装置の使用促進）③ education（教育―識字教育、学校でのコンピューター教育、教育に関する特殊ニーズ）④ employment（雇用―職業訓練、雇用慣行の問題、工場立地）⑤ environment（環境

ーリサイクル、有害化学物質の廃絶、過剰包装の抑制) ⑥ community and economic development (地域社会と経済発展ー低利子住宅ローン) ⑦ other basic human needs and desires (その他) 人間の基本的な生活や欲求ー飢餓、ホームレス、動物の権利、平等な選挙権、差別廃止に向けた試み) (『社会的責任のマーケティング』五頁)

(25) *Corporate Social Responsibility, Doing the Most Good for Your Company and Your Cause*, p.3

(26) そのほか、CSRの様々な定義を以下に示しておく。

① 水尾順一の定義

CSRとは「企業組織と社会の健全な成長を保護し、促進することを目的として、不祥事の発生を未然に防ぐとともに、社会に積極的に貢献していくために企業の内外に働きかける制度的義務と責任」(『CSRマネジメント ステークホルダーの共生と企業の社会的責任』二〇〇四年、五頁)

② 谷本寛治の定義 (二〇〇四)

「企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み込み、ステイクホルダー(株主、従業員、顧客、環境、コミュニティなど) に対しアカウンタビリティを果たしていくこと。その結果、経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上を目指すこと」(『CSR経営 企業の社会的責任とステイクホルダー』二〇〇四年、五頁)

③ 谷本寛治の定義 (二〇〇六)

「企業活動のプロセスに社会的公正性や倫理性、環境や人権への配慮を組み込み、ステイクホルダーに対してアカウンタビリティを果たしていくこと」(『CSR 企業と社会を考える』二〇〇六年、五八頁)

④ “The firm’s consideration of, and response to, issues beyond the narrow economic, technical and legal requirements of the firm to accomplish social benefits along with the traditional economic gains which the firm seeks.” (Davis, 1973)

⑤ “Encompassing the economic, legal, ethical and discretionary expectations that society has of organizations at a given point in time.” (Carroll, 1979)

⑥ “Corporate social responsibility encompasses the economic, legal, ethical, and philanthropic expectations placed on organizations by society at a given point in time.” (Carroll and Buchholtz, 2000)

⑦ “Actions that appear to further some social good beyond the interests of the firm and that which is required by law.”

- (McWilliams and Siegel, 2001)
- ⑧ “The ways in which an organization exceeds the minimum obligations to stakeholders specified through regulation and corporate governance.” (Johnson and Scholes, 2002)
- ⑨ “Societal expectations of corporate behavior: a behavior that is alleged by a stakeholder to be expected by society or morally required and is therefore justifiably demanded of a business.” (Whetten et al., 2002)
- ⑩ “A concept whereby companies integrate social and environmental concerns in their business operations and in their interactions with their stakeholders on a voluntary basis.” (European Commission, 2005)
- (Subbbrata Bobby Banerjee, “Corporate Social responsibility,” Edward Elgar Publishing Inc. 2007, p.16)
- (27) Stacey L. Edgar, *Morality and Machines*, Jones and Bartlett Publishers, 2002, p.375
- (28) *Ibid.*, p.375
- (29) *Ibid.*, p.377
- (30) <http://www.unic.or.jp/globalcomp/outline.htm> 「グローバル・コンパクト」アクセス日二〇〇九年八月五日
- (31) <http://www.globalsullivanprinciples.org/principles.htm> 「グローバル・サリバン原則」アクセス日二〇〇九年八月五日
- (32) <http://www.oecd.org/dataoecd/56/36/1922428.pdf> OECD 「多国籍企業ガイドライン」(The OECD Guidelines for Multinational Enterprises) アクセス日二〇〇九年八月一〇日
- (33) <http://www.cauxroundtable.org/> 「Caux Round Table」アクセス日二〇〇九年八月一〇日
- (34) 梅田徹 『企業倫理をどう問うか』六五頁
- (35) http://ew.eea.europa.eu/Industry/Reporting/cec_corporate_responsibility/com2001_0366en01.pdf/ “GREEN PAPER Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility,” pdf アクセス日二〇〇九年八月一〇日
- (36) John Elkington, *Cannibals with Forks: the triple bottom line of 21st century business*, New Society Publisher, 1997
- (37) *THE A TO Z OF CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY*, p.466
- (38) 梅田徹 『企業倫理をどう問うか』六七頁
- (39) The Responsible Business Summit 2009 の報告資料より引用

- (40) Subhabrata Bobby Banerjee, *Corporate Social Responsibility*, p.5
- (41) *The ICCA Handbook on Corporate Social Responsibility*, p.6
- (42) Richard T. De George, *Business Ethics*, Personal prentice hall, 2006, p.17
- (43) 「経済活動と倫理は背を向かすべし」という意味。 <http://www009.upp.so-net.ne.jp/juka/index.htm> アクセス日 二〇〇九年九月四日
- (44) Richard T. De George, *Business Ethics*, Personal Prentice hall, 2006, p.23
- (45) *Ibid.*, p.24
- (46) James H.Moor, What is Computer Ethics?, *Metaphilosophy*, vol.16, No4, 1985, p.266
- (47) *Ibid.*, p.266
- (48) *Ibid.*, p.272
- (49) *Ibid.*, p.273
- (50) George Reynolds, *ETHICS in INFORMATION TECHNOLOGY*, Thomson, 2007, p.6
- (51) Gianni Stamatiellos, *Computer Ethics*, Jones and Bartlett Publishers, 2007, p.2
- (52) James H. Moor, What is Computer Ethics?, *Metaphilosophy* vol.16, No.4, 1985, p.266
- (53) Edited by Terrell Ward Bynum & Simon Rogerson, *Computer Ethics and Professional Responsibility*, p.19
- (54) Luciano Floridi, "Information Ethics:On the Philosophical foundation of computer ethics," *Ethics and Information Technology*, 1999, p.37
- (55) *Ibid.*, p.37
- (56) Luciano Floridi, Information Ethics: a reappraisal, p.189
- (57) Paul Floey, Chanka Jayawardhena, *Corporate Social responsibility in the IT industry*, the Stationary Office, 2001, p.22
- (58) *Ibid.*, p.22
- (59) 日本規格協会編『対訳 ISO/IEC27001 情報セキュリティマネジメントシステム』日本規格協会、二〇〇六年、三七頁
- (60) Edited by Terrell Ward Bynum & Simon Rogerson, *Computer Ethics and Professional Responsibility*, Blackwell, 2004, p.91

- (65) Ibid., p.91
- (66) Herman T. Tavani, *Ethics & Technology Second Edition*, Wiley, 2007, p.99
- (67) Ibid., p.99
- (68) Ibid., p.99
- (69) George Reynolds, *THICS in INFORMATION TECHNOLOGY*, Thomson, 2007, p.43
- (70) Herman T. Tavani, *Ethics and Technology*, Wiley, 2004, p.313 (<http://www.ieee.org/portal/pages/aboutus/ethics/code.html> “IEEE CODE OF ETHICS” ハンヤク日二〇〇八年九月二二日)
- (71) Herman T. Tavani, *Ethics and Technology*, Wiley, 2004, p.314-321 (<http://www.acm.org/about/code-of-ethics> ハンヤク日二〇〇八年九月二二日)
- (72) Stacey L. Edgar, *Morality and Machines*, Jones and Bartlett Publishers, 2002, p.386
- (73) Ibid., p.386
- (74) M. David Ermann, Michele S.Shauf, *Computers, Ethics, and Society*, Oxford, 2003, p.31
- (75) James H. Moor, What is Computer Ethics?, *Metaphilosophy* vol.16, No4, 1985, p.269.; James H. Moor, Reason, Relativity, and responsibility in Computer Ethics, *Computer and Society* vol.28, No.1, 1998, p.15
- (76) James H. Moor, What is Computer Ethics?, p.269
- (77) James H. Moor, Reason, Relativity, and responsibility in Computer Ethics, p.15
- (78) Edited by Terrell Ward Bynum & Simon Rogerson, *Computer Ethics and Professional Responsibility*, Blackwell, 2004, p.92
- (79) Ibid., p.92
- (80) Ibid., p.61
- (81) Ibid., p.62
- (82) Herman T. Tavani, *Ethics and Technology Second Edition*, p.13
- (83) Ibid., p.104

- 1 Philip Kotler, Nancy Lee, *Corporate Social responsibility. Doing the Most Good for Your Company and Your Cause*, Wiley, 2004
- 2 Edited by Andrew Crane, Abigail McWilliams, Dirk Matten, Jeremy Moon and Donald S. Siegel, *The Oxford handbook of CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY*, Oxford University Press, 2008
- 3 Wayne Visser, Dirk matten, Manfred Pohl and Nick tolhurst, *THE A TO Z OF CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY*, John Wiley & Sons Ltd., 2007
- 4 Subhadrata Bobby Banerjee, Corporate Social responsibility, Edward Elgar Publishing Inc., 2007
- 5 Paul Floey, Chanka Jayawardhena, *Corporate Social responsibility in the IT industry*, the Stationary Office, 2001
- 6 Oliver Sheldon, *The Philosophy of Management*, London, SIR ISSAC PTMANK&SONS, Ltd., 1924
- 7 Jenny Fairbrass, *Corporate Social responsibility in Europe: The EU and National Policy Models Compared*, Bradford, 2008
- 8 Edited by Judith Hennigfeld, Manfred Pohl and Nick Tolhurst, *The ICCA Handbook on Corporate Social Responsibility*, Willey, 2006
- 9 Richard T. De George, *Business Ethics*, Personal Prentice hall, 2006
- 10 John Elkington, *Cannibals with Forks: the triple bottom line of 21st century business*, New Society Publisher, 1997
- 11 Herman T. Tavani, *Ethics and Technology Second Edition*, Wiley, 2007
- 12 Herman T. Tavani, *Ethics and Technology*, Wiley, 2004
- 13 George Reynolds, *ETHICS in INFORMATION TECHNOLOGY*, Thomson, 2007
- 14 M. David Ermann, Michele S.Shauf, *Computers, Ethics, and Society*, Oxford, 2003
- 15 Giannis Stamatiellos, *Computer Ethics*, Jones and Bartlett Publishers, 2007
- 16 Richard T. De George, *The Ethics of Information Technology and Business*, Blackwell Publishing, 2003

- 17 Luciano Floridi, "Information Ethics: a reappraisal," *Ethics and Information Technology*, 2008
- 18 Luciano Floridi, Information Ethics: On the Philosophical foundation of computer ethics, *Ethics and Information Technology*, 1999
- 19 James H.Moor, What is Computer Ethics?, *Metaphilosophy* vol.16, No.4, 1985
- 20 James H.Moor, Reason, Relativity, and responsibility in Computer Ethics, *Computer and Society*, vol.28, No.1, 1998
- 21 Sue Conger, Karen D. Loch, Indivration to a Public Debate on Ethical Computer Use, *The DATA BASE for Advances in information Systems* 2001 Vol.32, No.1
- 22 Stacey L. Edgar, *Morality and Machines*, Jones and Bartlett Publishers, 2002
- 23 Edited by Terrell Ward Bynum & Simon Rogerson, *Computer Ethics and Professional Responsibility*, Blackwell, 2004
- 24 フィリップ・コトラー／恩蔵直人監訳『社会的責任のマーケティング』東洋経済新報社、二〇〇七年
- 25 岡本亨二『CSR入門』日本経済新聞社、二〇〇四年
- 26 高巖、辻義信、Scott T.Davis、瀬尾隆史、久保田政一『企業の社会的責任』日本規格協会、二〇〇四年
- 27 藤井敏彦『ヨーロッパのCSRと日本のCSR』日科技連出版社、二〇〇五年
- 28 日本規格協会編『対訳ISO/IEC27001情報セキュリティマネジメントシステム』日本規格協会、二〇〇六年
- 29 平野芳行・吉田健一郎共著『ISO/IEC27001情報セキュリティマネジメントシステム——要求事項』日本規格協会、二〇〇六年
- 30 土居範久監修『情報セキュリティ教本』実務出版、二〇〇八年
- 31 村田潔編『情報倫理』有非閣、二〇〇四年
- 32 小林俊治、齊藤毅憲『CSR経営革新——組織の社会的責任・ISO26000への拡大』中央経済社、二〇〇八年
- 33 岡本亨二『進化するCSR』JIPMソリューション、二〇〇八年
- 34 水尾順一、田中宏司『CSRマネジメント ステークホルダーの共生と企業の社会的責任』生産性本部
- 35 谷本寛治『CSR経営 企業の社会的責任とステイクホルダー』中央経済社、二〇〇四年
- 36 谷本寛治『CSR 企業と社会を考える』NTT出版、二〇〇六年

- 37 梅田徹『企業倫理をどう問うか』NHKブックス、二〇〇六年
- 38 デービッド・ボーゲル著、小松由紀子、村上美智子、田村勝省訳『企業の社会的責任(CSR)の徹底研究』一灯社、二〇〇七年
- 39 滝川好夫『資本主義はどこに行くのか』PHP研究所、二〇〇九年
- 40 岡本大輔・梅津光弘『企業評価＋企業倫理 CSRへのアプローチ』慶応義塾大学出版会、二〇〇六年
- 41 NTTロミニュケーションズグループ「CSR報告書2008」NTTロミニュケーションズ、二〇〇八年
- 42 日本IBMCSR担当「REPORT 2008」日本IBM、二〇〇八年
- 43 花岡蒼『組織の境界と情報倫理』白桃書房、二〇〇三年
- 44 <http://www.jica.apc.org/jhr121/Doukou/UN20010706A.html> 人権21フォーラム
- 45 <http://www.globalsullivanprinciples.org/principles.htm> 「グローバル・サリバン原則」
- 46 <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0476.pdf> 「企業の社会的責任」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 476 (MAR. 24, 2005)
- 47 <http://www.oecd.org/dataoecd/56/36/1922428.pdf> OECD多国籍企業ガイドライン (The OECD Guidelines for Multinational Enterprises)
- 48 http://www.oecdtkyo2.org/pdf/policybrief_pdf/pb49.pdf OECD政策フォーカスNo.49、二〇〇三年十二月
- 49 <http://www.cauxroundtable.org/index.cfm?&menuid=8> “Caux Round Table — Principles for Business”
- 50 http://www.ilo.org/public/japanese/region/astro/tokyo/standards/st_c138.htm
- 51 <http://www.corpwatch.org/search.php>
- 52 http://circa.europa.eu/irc/empl/csr_eu_multi_stakeholder_forum/info/data/en/CSR%20Forum%20final%20report.pdf
- 53 “EUROPEAN MULTISTAKEHOLDER FORUM ON CSR Final result & recommendation 2004”
<http://www.unic.or.jp/globalcomp/outline.htm> 「グローバル・コンパクト」
- 54 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/sengen.html> 「持続可能な世界に関するヨハネスブルグ宣言」